

働き方改革対応合同チームの創設について

令和2年2月6日

1. 目的

中小企業・小規模事業者が、新残業規制(本年4月から)や同一労働同一賃金(来年4月から)に円滑に対応できるよう、厚生労働省と経済産業省で合同チームを立ち上げる。

2. 検討・協力項目

- 働き方改革のベストプラクティス集など、両省が協力して周知・広報。
- 労働局・働き方改革推進支援センターと経産局・よろず支援拠点が連携し、収集した各地の中小企業・小規模事業者の「働き方改革に対する生声」を踏まえ、必要に応じ、両省で協力して対策を実施。

3. 構成員

本チームの構成員は、次のとおりとする。

<総覧>	稲津 久	厚生労働副大臣
	牧原 秀樹	経済産業副大臣
<チーム長>	山田 雅彦	厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官
	奈須野 太	中小企業庁事業環境部長
<チーム員>	吉永 和生	厚生労働省大臣官房審議官(労働条件政策、賃金担当)
	本多 則恵	厚生労働省大臣官房審議官(雇用環境・均等、子ども家庭、 少子化対策担当)
	渡邊 政嘉	中小企業庁経営支援部長

4. 運営について

- 前項に規定する者のほか、チーム長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。
- 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。